

第118表 泥酔者等の保護取扱状況(態様別)

(単位 人)

区 分	総 数	泥 酔 者	めいてい者	区 分	総 数	泥 酔 者	めいてい者
総 数	14,600	12,403	2,197	保 護 の 開 始 時 刻	14,600	12,403	2,197
男 女	11,842	9,949	1,893	0 ～ 4 時 の 間	5,299	4,600	699
	2,758	2,454	304	4 ～ 12 〃	2,946	2,472	474
				12 ～ 20 〃	2,379	1,945	434
居 住 地 関 係	14,600	12,403	2,197	20 ～ 0 〃	3,976	3,386	590
東京都居住者	11,544	9,875	1,669	保 護 の 場 所	14,600	12,403	2,197
他府県居住者	2,517	2,061	456	警 署 保 護 室 保 護 室 以 外 交 番 ・ 駐 在 所	9,647	7,844	1,803
住居不詳者	539	467	72		722	602	120
					454	398	56
発 見 の 端 緒	14,600	12,403	2,197	警 察 署 以 外	3,777	3,559	218
警察官の発見	1,387	1,112	275	保 護 の 時 間	14,600	12,403	2,197
110番等通報	8,426	7,084	1,342	1 時 間 未 満	3,311	3,045	266
家族等の願出	25	20	5	1 ～ 4 時 間	4,018	3,294	724
そ の 他	4,762	4,187	575	4 ～ 8 〃	5,533	4,634	899
				8 ～ 12 〃	1,420	1,160	260
発 見 の 場 所	14,600	12,403	2,197	12 ～ 16 〃	254	214	40
屋 内	3,211	2,627	584	16 ～ 24 〃	64	56	8
屋 外	10,265	8,738	1,527	24 時 間 超	-	-	-
交通機関内	1,124	1,038	86				

注1 泥酔者とは、警察官職務執行法第3条に基づき保護した人をいう（第119表も同じ。）。

2 めいてい者とは、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第3条に基づき保護した人をいう（第119表も同じ。）。

3 保護の開始時刻の表区分において、「0～4時」とは、午前0時台から午前3時台を表し、午前4時は含まない。以下同じ。

4 保護の時間の表区分において、「1～4時間」とは、1時間以上4時間未満を表す。以下同じ。

数値：地域指導課